介護老人保健施設

アルテンハイム会地の郷（おうちのさと）　利用料金等説明書

（令和８年８月現在）

本説明書では、アルテンハイム会地の郷をご利用いただく際に、
ご利用者様にご負担いただく料金（加算項目）等について説明いたします。

【利用料】

介護老人保健施設を利用される際に、利用者が負担される利用料には、

① **介護保険の保険給付に係わる自己負担額**（通常は、１割負担）

② **保険給付外の費用**（食費などの通常必要となる費用、文書料など）の ２ 種類があります。

利用者は①と②の額を合算して施設へお支払いいただきます。

※介護保険の保険給付に関係する負担額は、利用されるサービス（入所・通所リハビリ・短期入所等）の種類と、利用者の介護認定による要介護の区分（要介護度）によって異なります。また、利用者負担額は、施設の所在地、職員数、施設の機能、認知症専門の施設であるか否か等の状況によっても異なり、全国すべての施設が一律の料金とは限りません。

※利用料の請求時期、支払い方法については、別の定める各サービス利用約款で説明いたします。

【介護保険サービス】

介護保険サービスを利用するには、介護保険における介護認定を受けられていることが条件になります。

介護保険サービスは次の２種類の体系に大別され、それぞれ利用申込みの方法が異なります。

1. 施設へ入所して介護保険を利用する …… 『施設系サービス』 と呼称します。
2. 居宅において種々のサービスを利用する …… 『居宅系サービス』 と呼称します。

【利用申込み方法】

§『施設系サービス（入所利用）』を希望される場合

・利用者または、家族等が直接施設へお申込みください。

§『居宅系サービス（デイサービス、訪問看・介護、短期入所など）』を希望される場合

・利用者を担当するケアマネージャーを通じてお申込みください。

・サービスの利用には、原則として、居宅支援サービス計画（ケアプランと言います）が作成されていることが必要となります。

・加算サービスもケアプランにその予定が計画されていないと保険給付を受けることが出来ません。サービスを利用される場合は、ケアプランの内容の確認が大切になります。

ケアプランは、利用者本人が作成する事も可能ですが、居宅介護支援事業所のケアマネージャーへ作成を依頼する事も出来ます。（その場合、原則として、利用者には金銭的負担は生じません。）

A　入所利用の場合の利用者負担

1．介護保険施設サービス利用時の保険給付の自己負担額

（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人室・4人室　利用	793円	843円	908円	961円	1,012円
個室（1人室）利用	717円	763円	828円	883円	932円

＊外泊の場合は、上記金額にかかわらず、外泊初日と最終日を除き **1日 362円** となります。

以下★印は、状況に応じて加算される料金（自己負担額）です。（すべてが加算対象とは限りません。）

★夜勤体制加算			（1日につき）	24円
★初期加算	（入所日から30日限り、1日につき）	（Ⅰ）	60円	（Ⅱ） 30円
★短期集中リハビリテーション実施加算	（1日につき）	（Ⅰ）	258円	（Ⅱ） 200円
★認知症短期集中リハビリテーション加算	（入所日から3か月間、1週に3日を限度・1日につき）	（Ⅰ）	240円	（Ⅱ） 120円
★認知症ケア加算		（1日につき）		76円
★若年性認知症利用者受入加算		（1日につき）		120円
★科学的介護推進体制加算（Ⅰ~Ⅱ）	（1月につき）	（Ⅰ）	40円	（Ⅱ） 60円
★自立支援推進加算1月につき				300円
★排せつ支援加算（Ⅰ~Ⅲ）	（1月につき）	（Ⅰ） 10円	（Ⅱ） 15円	（Ⅲ） 20円
★褥瘡マネジメント加算（Ⅰ~Ⅱ）	（1月につき）	（Ⅰ）	3円	（Ⅱ） 13円
★生産性向上推進体制加算（Ⅰ~Ⅱ）	（1月につき）	（Ⅰ） 100円		（Ⅱ） 10円
★入所前後訪問指導加算（Ⅰ~Ⅱ）	（1回につき）	（Ⅰ） 450円		（Ⅱ） 480円
★退所時等指導加算　㈠　退所時情報提供加算		（Ⅰ） 500円		（Ⅱ） 250円
㈡　入退所前連携加算		（Ⅰ） 600円		（Ⅱ） 400円
★療養食加算	（1食につき）			6円
★栄養マネジメント強化加算	（1日につき）			11円
★経口移行加算　180日以内	（1日につき）			28円
★経口維持加算	（1か月につき）	（Ⅰ） 400円		（Ⅱ） 100円
★口腔衛生管理加算	（1か月につき）	（Ⅰ） 90円		（Ⅱ） 110円
★在宅復帰・在宅療養支援機能加算	（1日につき）		（Ⅰ）	（Ⅱ） 51円
★緊急時治療管理加算	（1か月に1回、3日を限度、1日につき）			518円
★所定疾患施設療養費（肺炎・尿路感染症・帯状疱疹・蜂窩織炎）	（1か月に1回、7日を限度、1日につき）			239円
★認知症専門ケア加算	（1日につき）	（Ⅰ） 3円		（Ⅱ） 4円
★認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日を限度、1日につき）				200円
★サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき）		22円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき）		18円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき）		6円
★介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算　Ⅰイ	（1か月につき）	所定単位合計× 9.0%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ	（1か月につき）	所定単位合計× 9.7%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱイ	（1か月につき）	所定単位合計× 8.6%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱロ	（1か月につき）	所定単位合計× 9.3%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅲ	（1か月につき）	所定単位合計× 6.9%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅳ	（1か月につき）	所定単位合計× 5.9%	

2.入所利用の場合の保険給付対象外の利用料

（1）食　費　（おやつ代含む）　1日につき　1,850円（大盛り 1,960円）　（税別）

※利用者の希望により、大盛りなどを提供する場合は、1日につき110円の加算となります。

※行事等に際し、特別な食事を提供する場合は追加料金が生じる場合があります。

（2）居住費　居室の利用料　1日につき

※食費・居住費に関して、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記されている額が上限額になります。

1人室	1,500円
2人室	820円
4人室	450円

（3）室料差額　1日につき（外泊時もお支払いいただきます。）

利用者が、1人室・または2人室の利用を選択する場合の差額

※2人室を一人で占有する場合は1人室料金をいただきます。

1人室	500円（税別）
2人室	300円（税別）
4人室	0円

（4）日常生活品費　1日につき　220円

※石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり　などの使用料

（5）教養娯楽費　1日につき　150円

※お楽しみ会、レクリエーション、作業療法などの費用

（6）理・美容料金　利用1回につき　3,300円

※希望により、訪問理美容サービスを使う場合

（7）私物の洗濯代金　（1ネットあたり）1,030円　（税別）

※私物の洗濯を施設が委託する業者に依頼した場合の費用

※ドライクリーニングを依頼する場合は、別料金になります。

※利用者の依頼により、施設職員が一時的に代行した場合も同様となります。

（8）その他の費用

（電気器具等使用料）　1日あたり

テレビ	120円	持込冷暖房機器	50円

※携帯電話充電器と髭剃り充電器の電気代はいただきません。

（文書料他費用）　1通（回）あたり　（税別）

死亡診断書	一般診断書	各種証明書	領収（請求）書再発行手数料	情報提供文書等	死後処置	口座振替手数料
5,000円	3,000円	200円	200円	1,500円	10,000円	50円

※診断書作成に必要となる検査費用は、別にご負担いただきます。

※情報提供文書等とは、退所時に発行する情報提供関係書類以外の書類を言います。

※利用者の私的理由による外出等に職員が付添う時、または、施設の車を使用する時は別に料金が生じます。

B　短期入所療養介護の場合の利用者負担

1. 短期入療養介護サービス利用時の保険給付の自己負担額　（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2人室・4人室　利用	830円	880円	944円	997円	1,052円
個室（1人室）利用	753円	801円	864円	918円	971円

＊制度規則上30日を超えての利用はできません。

2. 介護予防短期入所療養介護サービス利用時の保険給付の自己負担　（1日あたり）

	要支援1	要支援2
2人室・4人室　利用	613円	774円
個室（1人室）利用	579円	726円

＊制度規則上30日を超えての利用はできません。

以下★印は、状況に応じて加算される料金（自己負担額）です。（すべてが加算対象とは限りません。）

★夜勤体制加算		（1日につき）	24円	
★個別リハビリテーション実施加算		（1日につき）	240円	
★認知症ケア加算		（1日につき）	76円	**※介護予防では加算しません**
★認知症行動・心理症状緊急対応加算		（7日を上限、1日につき）	200円	
★緊急短期入所受入対応加算		（7日を上限、1日につき）	90円	**※介護予防では加算しません**
★若年性認知症利用者受入加算		（1日につき）	120円	
★重度療養管理加算	（介護度4～5に限り）	（1日につき）	120円	**※介護予防では加算しません**
★送迎加算		（片道あたり）	184円	
★療養食加算		（1食につき）	8円	
★緊急時治療管理加算	（1か月に1回、3日を限度、1日につき）		511円	
★在宅復帰在宅療養支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）		（1日につき）	51円	
★生産性向上推進体制加算（Ⅰ~Ⅱ）		1月につき	（Ⅰ）100円 （Ⅱ）10円	
★サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき）	22円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき）	18円	
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき）	6円	
★介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算　Ⅰイ（1か月につき）		所定単位合計× 9.0%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ（1か月につき）		所定単位合計× 9.7%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱイ（1か月につき）		所定単位合計× 8.6%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱロ（1か月につき）		所定単位合計× 9.3%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅲ（1か月につき）		所定単位合計× 6.9%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅳ（1か月につき）		所定単位合計× 5.9%	

3.　短期入所（介護予防）療養介護の場合の保険給付対象外の利用料

（1）食　費　（実喫食数に応じてお支払いいただきます。）　（税別）

（通常）　朝食　450円　　昼食　730円　　夕食　560円　　おやつ　110円

（大盛）　朝食　470円　　昼食　775円　　夕食　605円　　おやつ　110円

※一般入所同様に通常の食費　1日あたり 1,850円　大盛り 1,960円

※行事等に際し、特別な食事を提供する場合は追加料金が生じる場合があります。

（2）滞在費　　居室の利用料　1日につき

※食費・居住費に関して、負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記されている額が上限額になります。

1人室	1,500円
2人室	820円
4人室	450円

（3）室料差額　　1日につき（外泊時もお支払いいただきます。）

利用者が、1人室・または2人室の利用を選択する場合の差額

※2人室を一人で占有する場合は1人室料金をいただきます。

1人室	500円（税別）
2人室	300円（税別）
4人室	0円

（4）日常生活品費　　1日につき　220円

※石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり、光熱費などの使用料

（5）教養娯楽費　　1日につき　150円

※お楽しみ会、レクリエーション、作業療法資材、などの費用

（6）理・美容料金　　利用1回につき　3,300円

※希望により、訪問理美容サービスを使う場合

（7）私物の洗濯代金　　（1ネットあたり）　1,030円　（税別）

※私物の洗濯を施設が委託する業者に依頼した場合の費用

※ドライクリーニングを依頼する場合は、別料金になります。

※利用者の依頼により、施設職員が一時的に代行した場合も同様となります。

（8）その他の費用

（電気器具等使用料）　1日あたり

テレビ	120円	持込冷暖房機器	50円

※携帯電話充電器と髭剃り充電器の電気代はいただきません。

（文書料他費用）　1通（回）あたり　（税別）

死亡診断書	一般診断書	各種証明書	領収（請求）書再発行手数料	情報提供文書等	死後処置	口座振替手数料
5,000円	3,000円	200円	200円	1,500円	10,000円	50円

※診断書作成に必要となる検査費用は、別にご負担いただきます。

※情報提供文書等とは、退所時に発行する情報提供関係書類以外の書類を言います。

※利用者の私的理由による外出等に職員が付添う時、または、施設の車を使用する時は別に料金が生じます。

C　通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の場合の利用者負担

1．通所リハビリテーションサービス利用時の保険給付の自己負担額

（1日あたり）

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1時間　～　2時間	369円	398円	429円	458円	491円
2時間　～　3時間	383円	439円	498円	555円	612円
3時間　～　4時間	486円	565円	643円	743円	842円
4時間　～　5時間	553円	642円	730円	844円	957円
5時間　～　6時間	622円	738円	852円	987円	1,120円
6時間　～　7時間	715円	850円	981円	1,137円	1,290円
7時間　～　8時間	762円	903円	1,046円	1,215円	1,379円

※1時間～2時間の区分帯で、理学療法士等を複数名配置する場合は、30円を加算します。
※通常の実施区域を超えた区域の利用者に行った場合 5%を加算します。
※7～8時間の通所リハ実施に前後して日常生活上の世話を行った場合は、その合計時間数により、別に規定される加算が生じます。

以下★印は、状況に応じて加算される料金（自己負担額）です。（すべてが加算対象とは限りません。）

★入浴介助加算	（Ⅰ）	（1日あたり）	40円
	（Ⅱ）	（1日あたり）	60円
★リハビリテーションマネジメント加算　イ　（1か月当たり）		開始日から6か月以内	560円
		開始日から6か月超	240円
★リハビリテーションマネジメント加算　ロ　（1か月当たり）		開始日から6か月以内	593円
		開始日から6か月超	273円
★リハビリテーションマネジメント加算　ハ　（1か月当たり）		開始日から6か月以内	795円
		開始日から6か月超	473円
★退院時共同指導加算			600円
★短期集中個別リハビリテーション実施加算			110円
★認知症短期集中リハビリテーション実施加算	（Ⅰ）	（1日あたり）	240円
	（Ⅱ）	（1月あたり）	1,920円
★生活行為向上リハビリテーション実施加算	（1か月あたり）	開始日から6か月円以内	1,250円
★若年性認知症利用者受入加算		（1日あたり）	60円
★栄養改善加算			200円
★口腔機能向上加算	（Ⅰ）		150円
	（Ⅱ）		160円

★重度療養管理加算			100円
★中重度者ケア体制加算			20円
★口腔栄養スクリーニング加算	（Ⅰ）	（6か月に1回）	20円／回
	（Ⅱ）	（6か月に1回）	5円／回
★施設が送迎を行わない場合		片道あたり	**47円 を減額**
★移行支援加算		（1日あたり）	12円
★栄養アセスメント加算			50円／月
★科学的介護推進体制加算（Ⅰ~Ⅱ）			（Ⅰ）40円／月 （Ⅱ）60円／月
★生産性向上推進体制加算（Ⅰ~Ⅱ）			（Ⅰ）100円／月 （Ⅱ）10円／月
★リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満		12円
	4時間以上5時間未満		16円
	5時間以上6時間未満		20円
	6時間以上7時間未満		24円
	7時間以上		28円
★サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1日につき）	22円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1日につき）	18円
	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	（1日につき）	6円
★介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算　Ⅰイ（1か月につき）	所定単位合計×10.3%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅰロ（1か月につき）	所定単位合計×11.1%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱイ（1か月につき）	所定単位合計×10.0%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅱロ（1か月につき）	所定単位合計×10.8%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅲ（1か月につき）	所定単位合計× 8.3%	
	介護職員等処遇改善加算　Ⅳ（1か月につき）	所定単位合計× 7.0%	

2.介護予防通所リハビリテーションサービス利用時の保険給付の自己負担額（1か月あたり）

要支援 1	要支援 2
2,268円	4,228円

※通常の実施区域を超えた区域の利用者に行った場合 5%を加算します。
※利用開始月から12か月超の利用の場合、1か月あたり要支援1は120単位、
要支援2は240単位減算します。

以下★印は、状況に応じて加算される料金（自己負担額）です。（すべてが加算対象とは限りません。）

★若年性認知症利用者受入加算					240円
★退院時共同指導加算					600円
★栄養改善加算					200円
★口腔機能向上加算	（Ⅰ）				150円
	（Ⅱ）				160円
★一体的サービス提供加算					480円
★科学的介護推進体制加算					40円
★サービス提供体制強化加算	（Ⅰ）	要支援1	88円	要支援2	176円
	（Ⅱ）	要支援1	72円	要支援2	144円
	（Ⅲ）	要支援1	24円	要支援2	48円
★介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算 Iイ（1か月につき）				所定単位合計×10.3%
	介護職員等処遇改善加算 Iロ（1か月につき）				所定単位合計×11.1%
	介護職員等処遇改善加算 Ⅱイ（1か月につき）				所定単位合計×10.0%
	介護職員等処遇改善加算 Ⅱロ（1か月につき）				所定単位合計×10.8%
	介護職員等処遇改善加算 Ⅲ（1か月につき）				所定単位合計× 8.3%
	介護職員等処遇改善加算 Ⅳ（1か月につき）				所定単位合計× 7.0%

3.通所リハビリテーションの場合の保険給付対象外利用料

（1）食　費　（昼食・おやつ代）　1日につき　730円　（税別）
※利用者の希望により、大盛りなどを提供する場合は、45円の加算となります。
※行事等に際し、特別な食事を提供する場合は追加料金が生じる場合があります。

（2）日常生活品費　1日につき　100円
※石鹸・シャンプー・タオル・おしぼり などの使用料

（3）教養娯楽費　1日につき　50円
※お楽しみ会、レクリエーション、作業療法資材、などの費用

（4）理・美容料金　利用1回につき　3,300円
※利用者の希望により、訪問理美容サービスを使う場合

（5）私物の洗濯代金　（1回あたり）　500円～
※利用者の依頼により、施設職員が一時的に代行した場合

（6）おむつ代　実　費
※利用者の身体状況によりおむつが必要な時、施設が用意するおむつを使用する場合に掛かる費用です。（自宅よりおむつを持参される場合は、費用は必要ありません）

（7）その他の費用

（文書料他費用）　1通（回）あたり　（税別）

死　亡 診断書	一　般 診断書	各　種 証明書	領収（請求）書 再発行手数料	情報提供 文　書　等	死　後 処　置	口座振替 手　数　料
5,000円	3,000円	200円	200円	1,500円	10,000円	50円

※診断書作成に必要となる検査費用は、別にご負担いただきます。
※情報提供文書等とは、退所時に発行する情報提供関係書類以外の書類を言います。
※利用者の私的理由による外出等に職員が付添う時、または、施設の車を使用する時は別に料金が生じます。

4.通所利用の本契約に先立ち、試行的（お試し）にご利用いただく場合の費用

1日にわたり利用する場合　1,000円
半日利用の場合（昼食の用意が不要）　500円
※試行的（お試し）利用の場合の利用料は、当日現金でのお支払いをお願いします。

お分かりにならない点は遠慮なく施設担当職員にお尋ねください。

D　訪問リハビリテーションサービス利用時の保険給付の自己負担額

1. 訪問リハビリテーションサービス利用時の保険金給付の自己負担額　（1回あたり）

要支援1～2	要介護1～5
298円	308円

以下★印は、状況に応じて加算される料金（自己負担額）です。（すべてが加算対象とは限りません。）

★短期集中個別リハビリテーション実施加算		（1回につき）	200円
★認知症短期集中個別リハビリテーション実施加算		（1回につき）	240円
★退院時共同指導加算			600円
★リハビリテーションマネジメント加算	リハビリテーションマネジメント加算（イ）		180円
	リハビリテーションマネジメント加算（ロ）		213円
	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合		270円
★事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合（要支援に限り）			−50円
★利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に利用した場合（要支援に限り）			−30円
★移行支援加算		（1回につき）	17円
★口腔連携強化加算		（1回につき）	50円
★サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（1回につき）	6円
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	（1回につき）	3円

2. 訪問リハビリテーションサービス利用時の介護給付対象外の利用料

（1）その他の費用

（文書料他費用）　1通（回）あたり　（税別）

一般診断書	各種証明書	領収（請求）書再発行手数料	情報提供文書等	口座振替手数料
3,000円	200円	200円	1,500円	50円

※診断書作成に必要となる検査費用は、別にご負担いただきます。
※情報提供文書等とは、退所時に発行する情報提供関係書類以外の書類を言います。
※利用者の私的理由による外出等に職員が付添う時、または、施設の車を使用する時は別に料金が生じます。

資料１

「国が定める利用者負担限度額段階（第１～３段階）」に該当する利用者等の負担額

○利用者負担は、所得などの状況から第1～4段階に分けられ、国が定める第1～3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。

○利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定書」の提示がないと、「第4段階」の利用料をお支払いいただくことになります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります。）

○利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者とは、おおまかには、介護保険料段階の第1・第2・第3段階にある次のような方です。

【利用者負担第１段階】

生活保護を受けておられる方か、所属する世帯全員が市町村民税非課税で老齢福祉年金を受けておられる方

【利用者負担第２段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、かつ課税年金収入額と合計所得年金額が80万円以下の方

【利用者負担第３段階】

所属する世帯全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階以外の方（課税年金収入額が80万円超266万円未満の方など）

○利用者負担第1段階～第3段階以外の利用者（利用者負担第4段階）の方であっても高齢者2人暮らし世帯などで、お1人が施設に入所しその利用料を負担すると、ご自宅で暮らす方の生活が困難になると市町村が認めた方は、「利用者負担第3段階」の利用料負担となります。

○その他詳細については、市町村窓口でおたずねください。

負担額一覧表

（1日当たり）

	食費	居住費（短期利用の場合は滞在費）		
		従来型個室	多床室（2人）	多床室（4人）
利用者負担第1段階	300円	490円	0円	0円
利用者負担第2段階	390円	490円	370円	370円
利用者負担第3段階①	680円	1,310円	370円	370円
利用者負担第3段階②	1,420円	1,310円	370円	370円